

「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」設置要綱

(名 称)

第1条 この会の名称は、「ホール等文化施設のあり方に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)

(目 的)

第2条 委員会は、鳥取市が第11次総合計画に政策として掲げる「文化芸術の薫りあふれるまちづくり」を踏まえ、文化芸術の振興を図るにあたって、展示・ホール機能等を有する文化施設のあるべき姿について、全市的かつ幅広い観点から検討を行う。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員会は、学識経験者、公募委員の中から市長が委嘱する者をもって組織する。

(検討事項)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について、検討を行う。

- (1) 展示・ホール機能等を有する文化施設を取り巻く現状・課題
- (2) 展示・ホール機能等を有する文化施設のあり方に関する方向性
- (3) その他、目的達成に関すること。

(役 員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(役員職務)

第8条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会 議)

第 9 条 委員会の会議は、委員長又は事務局が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。

4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第 10 条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の3分の2以上が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第 11 条 委員会の事務局は、鳥取市企画推進部文化交流課が担当する。

(有効期間)

第 12 条 この要綱の有効期間は、第 7 条に定める委員の任期が終了するまでとする。

(補 則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。